

【受験者への重要なお知らせ】

令和3年度京都大学一般選抜における新型コロナウイルス感染症に係る 受験上の注意について

令和3年度京都大学一般選抜における新型コロナウイルス感染症への対応に関するお願いについて、本学ホームページで公表中の「令和3年度京都大学一般選抜学生募集要項」（以下、「募集要項」という。）でお知らせしているところですが、受験に当たっての具体的な注意点として、以下の事項に留意してください。

追試験の手続きや試験場で体調不良となった場合等の重要な事項を記載しているので、必ず確認してください。

- 文部科学省・厚生労働省作成のチラシ「受験生のみなさんへ ～新型コロナウイルス感染防止のための注意事項～」(令和2年12月18日)に全般的な注意事項がまとめられていますので、今一度確認しておいてください。(文部科学省ホームページ：<https://www.mext.go.jp/nyushi/>)
- 試験日の7日程度前から、体温測定を行うなど体調の変化の有無に注意してください。なお、地域により感染が拡大した場合は、より一層行動に注意してください。
- 試験日の2週間程度前から発熱・咳等の症状がある場合は、あらかじめ医療機関を受診し、適切な治療を受けてください。
- 下表の「追試験の対象者」①～⑤のいずれかに該当する者は本試験の受験を取り止め、「申請手続き」により追試験を受験してください。(①～⑤のいずれかに該当することがわかり次第、電話連絡してください。)



表

追試験の対象者	申請手続き
①新型コロナウイルス感染症に罹患し、試験日に入院中又は自宅や宿泊施設において療養中の者	◎出願した学部の教務担当(募集要項94ページ参照)に電話連絡した上で、「追試験受験申請書」*1及び「医師の診断書(治療期間等が明記されたもの)」を、速達の簡易書留で3月2日(火)までに郵送してください。
②試験当日朝の自主検温で37.5度以上の熱がある者	◎その際はあらかじめ郵送前に、FAX又は画像ファイルを添付した電子メール等で両書類を2月26日(金)までに上記の教務担当へ送信してください。
③咳の症状がある者	
④保健所から新型コロナウイルス感染症患者との濃厚接触者として健康観察や外出自粛を要請されている者*2	◎出願した学部の教務担当(募集要項94ページ参照)に電話連絡した上で、「追試験受験申請書」*1及び「志願者本人が自署した申立書」*1を、速達の簡易書留で3月2日(火)までに郵送してください。
⑤過去2週間以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域から日本に入国した者*3	◎その際はあらかじめ郵送前に、FAX又は画像ファイルを添付した電子メール等で両書類を2月26日(金)までに上記の教務担当へ送信してください。

*1追試験受験申請書、志願者本人が自署した申立書は、同封している様式を使用してください。

*2④に該当する者のうち、無症状の者については、以下のi)～iii)の要件を全て満たしている場合は別室での

受験が認められます。受験を希望する場合には、試験前日の午前10時までに出席した学部の教務担当（募集要項94ページ参照）に電話連絡してください。

- i) 初期スクリーニング（自治体によるPCR検査又は抗原定量検査）の結果、陰性であること
 - # 一般のクリニック等での検査では受験要件を満たしません。（保健所等から指示されたクリニック等を除く）
 - # 検査結果が判明するまでは受験はできないため、その場合は「追試験受験申請書」及び「志願者本人が自署した申立書」を記入の上、表の申請手続きを行って、追試験を受験してください。
- ii) 受験当日も無症状であること
- iii) 公共の交通機関（電車、バス、タクシー、航空機（国内線）、旅客船等）を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて試験場に行くこと

*3⑤に該当する者については、令和2年12月26日に水際対策強化のため全ての国・地域からの新規入国の一時停止が決定されたことに伴い、当面の間、海外から本学の受験を希望する日本国籍の者、外国籍の者ともに、入国後14日間は待機を要し、その後に特段の症状がなければ受験ができることとなります。

- その他事前申請を要する事項として、感覚過敏等によりマスクの着用が困難な場合、また、基礎疾患を有することにより、別室受験を希望する場合は、募集要項33ページの「IV 障害等のある受験者に対する合理的配慮について」に準じて、別室での受験を出願した学部の教務担当（募集要項94ページ参照）へ申請してください。

事前申請を行わずに試験当日の申し出により、マスクを着用せずに受験することや基礎疾患を有する者が別室での受験をすることはできません。

《試験当日》

- 試験場に来る際は、「三つの密」の回避など新型コロナウイルス感染症に感染しないような行動を心がけるとともに、感染予防対策を十分に行ってください。
- 体調不良時の対応
 - ア 試験場において試験開始前までに発熱・咳等の体調不良の申出が受験者からあった場合や、明らかに激しい咳を何度もしているなど他の受験者に影響があると試験監督者が判断した場合は、休養室に移動してもらい、検温等を行った上で、追試験の受験申請をしてもらうことがあります。（この場合、本試験は受験できません。）
 - イ 試験開始後に発熱・咳等の体調不良の申出が受験者からあった場合や、試験時間中に明らかに激しい咳を何度もしているなど他の受験者に影響があると試験監督者が判断した場合は、休養室に移動してもらい、検温等を行った上で、試験中の教科・科目は別室において受験し、次の試験時間の教科・科目から追試験の受験申請をしてもらうことがあります。（この場合、次の試験時間以降の本試験は受験できません。）
 - なお、試験中及び試験が終了した教科・科目の追試験は認めません。
 - ウ 試験2日目以降の朝に、表の②、③に該当した場合は、その日に実施される教科・科目から追試験の受験申請ができますので、表に記載の申請手続きを行ってください。
- 試験場への入場
 - ア 各試験場では、受験者同士の密を避けるため、一定間隔の確保に留意し、同封の案内や試験実施関係者の指示に従ってください。
 - イ 受験者以外の入構は、受験上の配慮として同伴を許可された付添者に限ります。許可のない保護者等の入構はできません。

- マスク着用
 - ア マスク（予備のマスクを含む）を持参し、試験場内では常にマスクで確実に鼻と口を覆うように着用してください。
 - フェイスシールド又はマウスシールドの着用のみでは、受験することはできません。
 - イ 使用済みのマスクについては、試験場で廃棄せず、必ず自宅に持ち帰ってください。
- 手指消毒の実施
 - ア 各試験室の出入口付近に速乾性アルコール製剤等を設置しますので、入退室を行うごとに手指消毒を行ってください。
 - イ 何らかの事情により、速乾性アルコール製剤等を使用することが難しい場合は、受験者自身でこれに代わるものを準備し、手指消毒を行うようにしてください。
- 休憩時間
 - ア 休憩時間等は、他者との会話、接触を極力控えるとともに、試験室内では自席以外に座らないでください。
 - イ トイレを使用する際は、フロアの誘導表示に従うなど混雑を避けて利用してください。また、手洗い後に使用するハンカチ、ハンドタオル等は各自持参してください。
- 昼食
 - ア 昼食は、各自持参の上、あらかじめ指示する時間内に、自席で食事をとってください。
 - イ 昼食時は、マスクを着用していないことから、他者との会話、接触は特に控えてください。また、食事をとり終えた後は、速やかにマスクを着用してください。
- 服装
 - ア 試験室の換気のため窓の開放を行う時間帯があるため、上着など暖かい服装（漢字、英文字や地図等がプリントされていないもの）を持参するなど、着脱等による体温調節可能な服装で来てください。
- 試験室からの退室
 - ア 試験終了後、受験者同士の密を避けるため、試験監督者から退室方法等について指示がありますので、その指示に従って退室してください。

◀試験終了後▶

- 帰宅の際も、「三つの密」の回避など新型コロナウイルス感染症に感染しないような行動を心がけるとともに、帰宅後は手洗い等の感染予防対策を十分に行ってください。
- 試験終了後、この試験期間中に新型コロナウイルス感染症に罹患していた可能性があることが判明した場合は、出願した学部の教務担当（募集要項 94 ページ参照）に連絡してください。